

香芝市告示第67号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画のうち、令和7年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成11年条例第2号）第10条第1項の規定に基づき告示する。

令和7年3月31日

香芝市長 三橋 和史

令和7年度香芝市一般廃棄物処理実施計画

1 目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成11年条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関する単年度ごとの事業実施計画を定めるものである。

2 計画区域 香芝市全域

3 計画期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 ごみ処理実施計画

(1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

ア 発生量

廃棄物の区分		発生量（t）	ごみの発生量の内訳（t）	
			家庭系	事業系
燃えるごみ		18,316	14,092	4,224
燃えないごみ及び粗大ごみ		1,248	1,093	155
資源 ごみ	びん	387	387	—
	カン	175	175	—
	ペットボトル	108	108	—
	白色トレイ	1	1	—
	紙パック	4	4	—
	新聞	131	131	—
	雑紙	133	133	—
	ダンボール	161	161	—
	乾電池、蛍光灯	26	26	—
集団資源回収		853	853	—
計		21,543	17,164	4,379

イ 処理量

区分	処理量
資源化量	3,227
焼却量	18,316
最終処分量	2,805

(2) 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

ア 家庭から排出される一般廃棄物

収集処理区分 種類	収集、運搬 の主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法

家庭系ごみ	燃えるごみ		市又は排出者	香芝・王寺環境施設組合	焼却処理	大阪湾広域臨海環境整備センター	埋立処分
	燃えないごみ 粗大ごみ		市又は排出者	香芝・王寺環境施設組合	破碎又は焼却処理	大阪湾広域臨海環境整備センター	埋立処分
資源物	容器包装廃棄物	びん	市又は排出者	香芝・王寺環境施設組合	選別処理	民間業者	資源化
		カン	市又は排出者	香芝・王寺環境施設組合	選別処理	民間業者	資源化
		ペットボトル	市又は排出者	市	選別処理	民間業者	資源化
		白色トレイ	市又は排出者	市	選別処理	民間業者	資源化
		紙パック	市又は排出者	市	選別処理	民間業者	資源化
	その他の資源物	新聞雑誌ダンボール	市	民間業者	—	民間業者	資源化
		乾電池					
		蛍光灯					
		小型家電	市又は排出者	民間業者	選別処理	民間業者	資源化
		廃食用油	市又は排出者	民間業者	—	民間業者	資源化
		インクカートリッジ	市又は排出者	民間業者	選別処理	民間業者	資源化
		集団資源回収	P T A子ども会等	民間業者	—	民間業者	資源化

備考 家庭から排出されるごみは、16 分別により、ごみの減量、再資源化を図るものとし、排出に当たっては分別区分への適正排出の厳守及び燃えるごみ、燃えないごみの透明又は半透明袋による排出の徹底などにより一層の適正処理に努める。

イ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

種類	収集処理区分	収集、運搬の主体	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法

事業系ごみ	燃えるごみ	許可業者 又は排出者	香芝・王寺 環境施設組合	焼却処理	大阪湾広域臨海 環境整備センター	埋立処分
	燃えないごみ 粗大ごみ	許可業者 又は排出者	香芝・王寺 環境施設組合	破碎又は 焼却処理	大阪湾広域臨海 環境整備センター	埋立処分
資源物	びん	許可業者 又は排出者	香芝・王寺 環境施設組合	選別処理	民間業者	資源化
	カン	許可業者 又は排出者	香芝・王寺 環境施設組合	選別処理	民間業者	資源化

備考

- 1 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。
- 2 排出者は、ごみの減量に努め、分別を徹底し、資源化業者や許可業者を活用するなどして積極的に再資源化に取り組むこととする。

(3) 収集及び運搬計画

ア 収集及び運搬する一般廃棄物の量、収集回数及び収集方式 (単位：t／年)

区分	一般廃棄物の種類	一般廃棄物の量	収集回数	収集方式
家庭系ごみ	燃えるごみ	14,092	週2回	市販の透明若しくは半透明袋によるステーション方式又は自己搬入
	燃えないごみ 粗大ごみ	1,093	必要の都度	申込制各戸収集方式又は自己搬入
	びん類	387	月2回	市販の透明若しくは半透明袋による
	カン	175	月2回	ステーション方式又は自己搬入
	ペットボトル	108	月1回	市販の透明又は半透明袋による資源
	白色トレイ	1	月1回	ごみステーション方式
	紙パック	4	月1回	
	新聞	131	月1回	ヒモ(十文字)によるステーション方式
	雑誌	133	月1回	
	ダンボール	161	月1回	
	乾電池、蛍光灯	26	年3回	市販の透明袋によるステーション方式又は自己搬入
	使用済小型家電	4	随時	拠点回収(2か所)
	廃食用油	14	随時	拠点回収(5か所)
	インクカートリッジ	1	随時	拠点回収(1か所)
	集団資源回収	853	随時	古紙再生事業者
計		17,183		
事業系ごみ	燃えるごみ	4,224	必要の都度	許可業者による事業所別収集方式又は自己搬入
	燃えないごみ 粗大ごみ	155	必要の都度	
	びん類	—	必要の都度	

	カ	ン	—	必要の都度	
	計		4, 3 7 9		

備考

- 1 事業活動に伴って生じたごみ（事業系ごみ）は、事業者自らの責任において適正に処理する。自ら処理できない場合は、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集及び運搬を委託し、又は排出者自らが運搬し、香芝・王寺環境施設組合（美濃園）に搬入する。
- 2 上記の表のほかに、王寺町の区域の一般廃棄物について、香芝・王寺環境施設組合（美濃園）への搬入を受け入れる。

イ 市で収集・運搬しない一般廃棄物

区 分	品 目	処 理 方 法
有 害 性 物 質 を 含 む 物	毒物、劇薬、農薬等	購入店や取扱店、専門業者に引取りを依頼する。
著 しく 悪 臭 を 発 する 物		
危 険 性 の ある 物	タイヤ、ガソリン、灯油、塗料、油類、ガスボンベ、シンナー、消火器、火薬	
容 積 又 は 重 量 の 著 しく 大 き い 物	自動車、自動二輪車、ホイール、農機具、ボイラー、ドラム、ピアノ、耐火金庫、増改築等による廃材等	
一 時 的 な 多 量 の ご み	引越し等により一時的に発生する多量のごみ	一般廃棄物収集運搬業者に依頼する又は美濃園へ直接搬入する。
特 定 家 庭 用 機 器	ブラウン管テレビ、液晶・プラズマ薄型テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	排出者が、購入した小売業者又は新しい製品を購入する小売業者へ引取りを依頼する。 自ら指定引取場所へ搬入する又は市内の家電リサイクル協会に収集運搬を依頼する。
指 定 再 資 源 化 製 品	デスクトップパソコン本体、液晶ディスプレイ、CRTディスプレイ	使用済みデスクトップパソコンは、製造する事業者又はリネットジャパンに回収を申し込む。 回収する者がいない使用済みデスクトップパソコン（自作パソコン、倒産したメーカー）は、パソコン3R推進協会又はリネットジャパンに回収を申し込む。

備考 指定再資源化製品のノートパソコンは、使用済小型家電として拠点回収する。

ウ ふれあい収集

高齢者又は障害等により家庭から排出するごみを自らがごみ集積所へ出すことが困難な方に対し、市が戸口先にて直接収集するとともに、福祉的観点から必要に応じ声かけによる安否確認を行う。

(ア) 対象者

- a 介護保険制度の認定を受けている70歳以上の高齢者だけの世帯で、身近な人の協力を得ることができない市民
- b 2級以上の障害者手帳を所持している単身者で、身近な人の協力を得ることができない市民
- c a及びbと同等の困難性が認められる市民

(イ) 実施方法

a 収集方法

ふれあい収集で収集するごみは、市が定める分別区分及び校區別カレンダーに基づき対象者宅の戸口先に排出されたごみを収集する。

b 安否確認

ふれあい収集の指定日にごみが排出されず、対象者が声掛けを希望する場合は対象者宅に声かけをして安否の確認をする。異変があった場合には、指定された緊急連絡先に知らせる。

エ 市の委託による収集運搬業者

区 域	業 者 の 名 称	種 類	所 在 地
市 全 域	大和清掃企業組合	ビン、カン	香芝市上中781-1
	有限会社 香芝清掃	ビン、カン	香芝市上中781-1
市内一部	香芝清掃・大和清掃 共同企業体	燃えるごみ 資源ごみ	香芝市上中781-1
	株式会社 中和	燃えるごみ 資源ごみ	香芝市下田東2丁目3番13号

オ 一般廃棄物収集運搬許可業者

令和7年4月1日現在（50音順）

名 称	所 在 地
AMカンパニー 株式会社	香芝市五位堂四丁目371番地2
株式会社 クボクリーンサービス	香芝市今泉1485番地1
株式会社 小倉開発	香芝市今泉45番地1
コスモスクリーンサービス 株式会社	香芝市白鳳台2丁目26番3号
有限会社 信成環境	香芝市五位堂6丁目226番地2
株式会社 新和環境	香芝市真美ヶ丘4丁目1番21号
有限会社 大和産業環境社	香芝市北今市4丁目242番地1
株式会社 中和	香芝市下田東2丁目3番13号
有限会社 奈良県建物総合管理	香芝市別所2番地1-107
株式会社 NANBU	香芝市上中52番地2
源開発 株式会社	香芝市瓦口2185番地
株式会社 ヤマト産業サービスセンター	香芝市尼寺618番地

カ 一般廃棄物運搬許可業者（王寺町の区域で収集した一般廃棄物の積卸しに限る。）
令和7年4月1日現在（50音順）

名 称	所 在 地
株式会社 クボクリンサービス	北葛城郡王寺町葛下4丁目198番地の2
細川 克文	御所市大字東松本268
株式会社 山本産業	北葛城郡王寺町久度4丁目4番9号
株式会社 やわらぎ清掃	北葛城郡王寺町畠田2丁目59-1

(4) 中間処理施設の概要

ア 焼却施設

設 置 主 体	香芝・王寺環境施設組合
名 称	美濃園
所 在 地	香芝市尼寺615番地
処 理 方 式	ストーカ式全連続焼却炉
処 理 能 力	60 t / 24 × 2 炉
処 理 量	可燃ごみ 24,000 t
排 出 見 込 み	焼却灰 4,300 t
竣 工	令和6年8月

イ リサイクルセンター

設 置 主 体	香芝・王寺環境施設組合
名 称	美濃園
所 在 地	香芝市尼寺615番地
処 理 能 力	7 t / 5 h 不燃・粗大処理設備：磁選機1基 アルミ選別機1基 アルミバンカ1基 スチールバンカ1基 カン処理設備：破袋・除袋機1基 手選別コンベヤ1基 カン用磁選機1基 アルミ選別機1基 金属圧縮機1基
竣 工	令和6年8月

(5) 最終処分の概要

処 理 主 体	大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス計画）
施 設 名	神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
所 在 地	神戸沖埋立処分場：兵庫県神戸市東灘区向洋町地先 大阪沖埋立処分場：大阪府大阪市此花区北港緑地地先
埋 立 方 式	海面埋立
埋 立 面 積	神戸沖埋立処分場 88 h a、大阪沖埋立処分場 95 h a
埋 立 方 式	サンドドレーン工法

(6) 動物の死体処分

廃棄物の種類	収 集 ・ 処 理 方 法	施 設 名	処 理 主 体	処 理 量
	収 運 搬 主 体			

動物の死体	土地管理者（市の管理地においては、市が委託する業者が収集し、運搬する。市の管理地以外は土地管理者が収集し、市庁舎等へ運搬する。）	焼却	市営火葬場又は香芝・王寺環境施設組合	香芝市	400体
-------	--	----	--------------------	-----	------

5 ごみの排出抑制・減量化・資源化計画

一般廃棄物処理基本計画等を踏まえ、次の施策及び取組を実施又は検討する。

(1) 新たな資源化の推進に係る分別品目の追加検討

ごみの排出抑制と資源化促進を図るとともに、現在の分別品目に加えて新たな分別、収集及びリサイクル処理を検討する。

検討品目としては、廃プラスチックその他プラスチック製容器包装又は布類を候補とし、資源化の処理ルートなどを検討するとともに、収集車両及び保管場所の確保等を踏まえ、費用対効果を十分に検証の上、実施することとする。

実施に当たっては、排出段階における分別の質が収集後の選別処理に掛かる手間や費用に直結することから、広報周知の「分かりやすさ」を創意工夫する。さらに、品目追加の導入検討をするなどごみ減量を促進させる。

(2) 食品ロスの削減

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず、食品の生産、製造、流通、販売及び消費の各段階において、日常的に捨てられる食べ物のことをいう。食品ロスの問題については、「持続可能な開発目標（SDGs）」で言及されるなど、その削減は、国際的にも重要な課題となっており、世界には栄養不足の状態にある人々が多数いる中、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組む課題であり、また、食品ロス削減により、焼却処理に伴うCO₂排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、地球環境への配慮にもつながるものである。

加えて、本市において食品ロスを削減することができれば、ごみ減量化に大きく寄与することとなる。

奈良県が令和2年度に実施した県民アンケートでは食品ロス問題の認知度について「よく知っている」人の割合は、全体で36%、年齢別では20歳代、30歳代で3割未満となっており、市民意識の醸成が依然として必要な状況と考えられる。

こうしたことから、大切な食べ物を無駄なく消費することにより、ごみの排出抑制、減量化を図るため、以下の施策を推進する。

なお、本施策は、食品ロス削減推進法の定める「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」として位置付ける。

ア 電動式生ごみ処理機の購入助成事業の実施

家庭から出る生ごみを減らす意識の醸成及びその実行を促すため、電動式生ごみ処理機を購入される市民の方に対し、補助金を交付する。

イ 出前講座の実施

市内小学校等に対し、食品ロスを含めたごみの減量及び分別意識の向上を図るため、出前講座を実施する。

ウ 啓発活動の実施

食品ロス削減意識の向上を図るため広報紙等により、てまえどり運動※１や３０１０運動※２の推進やフードバンク・フードドライブ活動への参加など、啓発活動を行う。

※１ 「てまえどり運動」とは、購入してすぐ食べる場合に、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買運動のこと。

※２ 「３０１０運動」とは、会食や宴会時に最初の「３０分」と最後の「１０分」は自分の席で食事をし、食残しを減らそうという運動のこと。

6 生活排水処理実施計画

(1) し尿及び浄化槽の汚泥、スカム等の発生量及び処理量の見込み

ア 発生量

単位：キロリットル

区 分	発 生 量
し尿	935
浄化槽の汚泥、スカム等	10,618
合 計	11,553

イ 処理量

単位：キロリットル

区 分	処 理 量
し尿	935
浄化槽の汚泥、スカム等	10,618
合 計	11,553

(2) 収集及び運搬計画

ア 収集回数及び収集方式

廃棄物の種類	実施主体	収 集 回 数	収 集 方 法
し 尿	市	香芝市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第４条に規定する申込書により申出をした者のし尿の収集：市が予定するし尿の収集及び運搬日で毎月１回（年１２回）とする。ただし、事業所にあつては、市長が認めた場合はこの限りでない。 臨時に申出をした者のし尿の収集：申出の都度	戸 別 方 式
浄 化 槽 の 汚 泥、ス カ ム 等	許 可 業 者	年に１回以上（随時）	戸 別 方 式

イ し尿及び浄化槽の汚泥、スカム等、コミュニティプラント汚泥収集運搬業者

区 域	業 者 の 名 称	種 類	所 在 地
市 内 の 指 定 区 域	大和清掃企業組合	し尿、浄化槽の汚泥、スカム等	香芝市上中７８１－１
	有限会社 香芝清掃	し尿、浄化槽の汚泥、スカム等	香芝市上中７８１－１

(3) し尿及び浄化槽の汚泥、スカム等処理施設

設 置 主 体	奈良県葛城地区清掃事務組合
名 称	アクアセンター
所 在 地	御所市大字僧堂 3 3 3
処 理 能 力	2 4 0 k l / 日 (し尿及び浄化槽の汚泥、スカム等)
処 理 方 式	膜分離高負荷脱窒素処理＋高度処理(脱塩設備含む。)+資源化設備＋残渣処理設備
竣 工	平成 1 5 年 3 月

(4) 公共下水道

引き続き市街化区域における下水道整備等を推進する。